

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改 正 後		改 正 前	
<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] (略)</p> <p>1 (略) 2 経理の状況 (記載要領) 1～6 (略) 7 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。 (1)～(4) (略) (5) 有価証券に関する注記 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7（第 6 項を除く。）の規定に準じて記載する。 (6)・(7) (略) (様式 A) ～ (様式 D) (略) (注意事項) (略)</p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで] (略)</p> <p>1 (略) 2 経理の状況 (記載要領) 1～6 (略) 7 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う金融商品取引業者は、次の各号に定める事項を記載した書面を添付すること。 (1)～(4) (略) (5) 有価証券に関する注記 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7（第 5 項を除く。）の規定に準じて記載する。 (6)・(7) (略) (様式 A) ～ (様式 D) (略) (注意事項) (略)</p>		